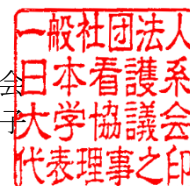


平成 29 年 8 月 3 日 (木)

文部科学省高等教育局
医学教育課課長 森 孝之 様

大学における看護系人材の在り方に関する検討会
座長 浅田 尚紀 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 上泉 和子



看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）への意見

日頃より、看護学教育について、また日本看護系大学協議会の活動についてご支援をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

現在、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が取りまとめた「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」についてパブリックコメントが実施されています。日本看護系大学協議会（以下、本協議会という）は、本会の意見として以下のことを提出いたします。本協議会及び看護系大学からの意見を踏まえ、本モデル案の再考をお願いいたします。

1) 看護学ならびに看護学教育の独自性が反映されていない

本モデル案は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、指定規則という）よりさらに具体的で細かな教育内容を示しており、看護学という学問構造に基づいておらず、また平成 23 年に発表された看護学教育のコア・コンピテンシーの考え方も活用されていないため、学士課程における看護学教育のモデル・コア・カリキュラムとは言い難い。

策定の過程で、医学教育や歯学教育のモデル・コア・カリキュラムとの整合性のとれた内容にすることが重視されたようであるが、そもそも医学や歯学と看護学は学問体系が異なるので、当然カリキュラムはその学問の構造やコア・コンピテンシーに基づいて構築されるべきである。

「卒前教育の段階でより整合性のとれた内容」（案の 2 ページ 7 行目）にするため、形式的な整合性を重視するあまり、看護学教育のコア・カリキュラムとは程遠いものになってしまったと言わざるをえない。

文部科学省は、前回の同名の検討会の最終報告で学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標を明示した。会員校の看護系大学では、これらの考え方を基にコア・コンピテンシーや卒業時到達目標に基づいたカリキュラムを編成しており、学習アウトカムを重視した学習者中心の教育を実施していこうという機運が高まっている。そのため看護学の大学及び大学院教育の発展に責任を持つ本協議会は、今回の看護学教育のモデル・コア・カリキュラム策定にあたって、平成 23 年に発表した 5 つの群と 20 のコア・コンピテンシーに基づいたモデル・コア・カリキュラムになるべくワーキンググループ等を通して働きかけてきたが、本協議会の意見はほとんど反映されていない。この点について是非とも再検討して頂きたい。

2) 本モデル・コア・カリキュラムが大学における教育内容の評価基準や大学設置基準に用いられることを危惧する

本協議会は看護学の分野別評価としての看護学教育認証評価機構(仮)の設置を予定しているが、本モデルは評価基準としてこれまで検討してきたものとは大きく異なっている。また日本学術会議看護学分科会が発表予定である参照基準についても、本協議会主催による研修会を開催し整合性を図ってきた。コア・コンピテンシーならびに日本学術会議の参照基準との共通性、整合性についても再検討してほしい。

以上

文部科学省高等教育局医学教育課

課長 森 孝之 様

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

座長 浅田尚紀 様

日本学術会議第二部健康・生活科学委員会看護学分科会

委員長 片田範子

日頃から看護学教育にご高配頂き、感謝申し上げます。さて、貴課のもとで立ちあげられました「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」（略語、貴検討会）において検討されました「看護学モデル・コア・カリキュラム（案）」が7月5日より公表され、全国の看護系大学を中心としてパブリックコメントを求められていると理解しております。日本学術会議では、文部科学省高等教育局長から「分野別の教育課程編成上の参照基準の審議について」と題する審議依頼を受け、分野別の教育課程編成上の参照基準の作成等に取り組んでいます。日本学術会議第二部健康・生活科学委員会看護学分科会（略語、看護学分科会）では、現在、「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準：看護学分野（案）」を作成し、学術会議内部の審査を受けている最中であります。

ところで、看護学分科会では、貴検討会が出されている「看護学モデル・コア・カリキュラム（案）」の内容と看護学分科会が現在作成しております「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準 看護学分野（案）」との間に相違点が大きいと捉えております。同じ学問分野におきまして、教育編成上の参照基準とモデル・コア・カリキュラムの間には整合性が求められます。従いまして、下記の事項についてご配慮の上、「看護学モデル・コア・カリキュラム（案）」の再考をお願い致したく存じます。また、同時期に、両案が公表されますので、看護学教育界において混乱が生じることをないよう特別なご配慮をいただければ幸いです。

記

1. 日本学術会議からの報告「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準：看護学分野」の発表を待ち、その内容を踏まえて「看護学モデル・コア・カリキュラム（案）」を照合、再検討いただきたく、お願い致します。
2. 「大学教育の分野別質保証のための教育編成上の参照基準 看護学分野（案）」は、十数年にわたり文部科学省および日本看護系大学協議会で検討されてきた学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標ならびにその教育内容と学修成果等を基盤として作成しております。従いまして、「看護学モデル・コア・カリキュラム（案）」

においても基盤を同一にした目次立てにし、看護学の学問としての自律性が明確に表現できるものとしていただきたい。ことに、看護学ですでに取り込んでいる医学の知識が外出しになっていること（C-3 生物学的存在としての人間理解）につきましては、看護学に統合した内容にすべきと考えます。

以上、ご再考のほどよろしくお願い申し上げます。

日本学術会議健康・生活科学委員会看護学分科会

- 委員長 片田 範子 (第二部会員) 関西医科大学看護学部設置準備室 教授
副委員長 太田喜久子 (第二部会員) 慶應義塾大学看護医療学部 教授
幹事 内布 敦子 (連携会員) 兵庫県立大学 副学長
幹事 小松 浩子 (連携会員) 慶應義塾大学看護医療学部 教授
室伏きみ子 (連携会員) お茶の水女子大学 学長
井上 智子 (連携会員) 国立看護大学校 大学校長
川口 孝泰 (連携会員) 東京情報大学看護学部 教授
数間 恵子 (連携会員) 元東京大学 教授
古在 豊樹 (連携会員) 千葉大学 名誉教授
小西美智子 (連携会員) 広島大学 名誉教授
佐伯 和子 (連携会員) 北海道大学大学院保健科学研究院 教授
高田幸千子 (連携会員) 国立病院機構神戸医療センター 看護部長
田中美恵子 (連携会員) 東京女子医科大学 教授
野嶋佐由美 (連携会員) 高知県立大学 学長
正木 治恵 (連携会員) 千葉大学大学院看護学研究科 教授
南 裕子 (連携会員) 高知県立大学院看護学研究科 特任教授
村嶋 幸代 (連携会員) 大分県立看護科学大学 学長
吉沢豊予子 (連携会員) 東北大学大学院医学系研究科保健学専攻
教授
西村 ユミ (特任連携会員) 首都大学東京健康福祉学部 教授
綿貫 成明 (特任連携会員) 国立看護大学校看護学部 教授

文部科学省高等教育局
医学教育課長 森 孝之 様

一般社団法人公立大学協会
看護・保健医療部会
部会長 村嶋幸代
(大分県立看護科学大学長)

日頃より、看護学教育について、格別のご支援・ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
さて、現在、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が取りまとめた「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」についてパブリックコメントが実施されています。

この度、一般社団法人公立大学協会看護・保健医療部会として、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」についての意見を、下記のとおり表明しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

大学における看護学教育においては、従来、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、「指定規則」という。）の変更のたびに、教育課程の確認が求められてきました。一方で、今回提案された「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」を見ますと、7つの大項目の下に、34の中項目、75の小項目、47の細項目を含んだ合計163項目が提示されており、「指定規則」と比較しても更に詳細です。このことから、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」が、これまで培われてきた大学教育の独自性や自律性を脅かすのではといった考え方を抱く関係者も一定数存在しています。

こうしたことから、今後、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」の成案に向けては、このような考え方にも十分に配慮しながら、少なくとも強制的な審査基準や評価基準として活用することの無いよう、ここに強く要望します。

以上

2017年8月3日

文部科学省高等教育局
医学教育課 課長 森 孝之 様

大学における看護系人材の在り方に関する検討会
座長 浅田 尚紀 様

一般社団法人 日本私立看護系大学協会
代表理事 大島 弓子



「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」に対する意見

看護学教育に関しまして、日ごろより、その充実発展に向けた活動をしていただいていることに感謝を申し上げます。

さて、7月4日に「大学における看護系人材の在り方に関する検討会」からの「看護学教育モデル・コア・カリキュラム（案）」のパブリックコメント募集が各大学に連絡されておりますが、日本私立看護系大学協会としての意見を、以下のように申し上げさせていただきたいと存じます。

これらの意見を、今後の検討にぜひ加えていただきたくよろしくお願い申し上げます。

<意見>

- 1) 看護学教育のモデル・コア・カリキュラム（案）が打ち出された経緯からの疑問
健康にかかわる生活支援を主体としている看護学と医学教育、歯学教育を同列に整合性をもたせることは不適切と考えられるため、本案が打ち出された経緯の論理が疑問である。
- 2) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則等との関係
今回の案は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則よりも、さらに細かく「ねらい」「学修目標」に至るまで示されており、学士課程のモデル・コア・カリキュラムとはいえないのではないかと考える。また、国家試験出題基準を満たすとあるが、大学教育は国家試験合格のみを満たすものではなく、この考え方は懸念される。
- 3) 平成23年に出された看護のコア・コンピテンシーとの内容の関連が不明確
先導的の大学改革推進委託事業「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」報告書（平成23年3月）で出された5群20のコア・コンピテンシーが示されているが、今回の案とこの報告書の関連が不明確である。

4) 看護学モデルとしての構築になっていないのではないかの疑問

看護学教育全体のカリキュラムの構造、看護学の枠組みが不明確である。全体が7領域になっている理由とその区分の意図がなぜかわからない。また、今までに積み上げられてきた看護学の構造が反映されていない。さらに、内容では、看護学の立場で対象を捉えることにおいて、看護の対象の理解が生物的なものに偏っており生理的心理社会的全体の統合体として人間をとらえる視点に欠けていると思われる。

5) 大学のもつ主体性への危惧

「大学における活用」で、この案を「(P.2) 3分の2程度を目安に本コア・カリキュラムを参考として・・・」とあるが、これは、大学の主体性を脅かすことになるのではないかと思われる。また、大学独自の意欲や工夫への意欲をそぐものにつながる。特に、私立大学には独自の建学の精神があり、それに基づいたカリキュラムを構築しているため、それが損なわれる危惧がある。